

報 告 第 4 号

損害賠償の額を定める専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月12日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

専 決 第 4 号

損害賠償の額を定める専決処分の件

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年5月2日専決

摂津市長 嶋 野 浩一朗

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 事 故 名 | 道路管理瑕疵による車両破損事故 |
| 2 | 事 故 発 生 状 況 | 令和7年2月2日（日）正午頃、摂津市千里丘東一丁目3番地先、市道千里丘東5号線において、相手方車両が市道千里丘東6号線へ左折したところ、切断状態にあった電柱幕設置用の針金に接触し、左側後方ドア及びフェンダー部分を破損させたもの |
| 3 | 損害賠償の相手方 | 茨木市在住の者 |
| 4 | 損 害 賠 償 の 額 | 422,015円 |
| 5 | 過 失 割 合 | 本市 100% 相手方 0% |